

工事請負契約等に係る保証の取扱い

第1 趣旨

この取扱いは、三重県、三重県教育委員会、三重県警察本部が発注する建設工事及び設計等業務委託における、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第67条に規定の入札保証金及び同規則第75条に規定の契約保証金について、同規則及び三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号）に定めのあるもののほか、必要な事項について定める。

第2 入札保証金の免除

三重県会計規則第67条第2項第1号により入札保証金は一律免除できるものとする。

第3 契約保証金の額

三重県会計規則第75条第1項により契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、次の（1）～（3）のいずれかの者と契約する場合の契約保証金の額は、契約金額の10分の3以上とする。

- （1）契約金額5億円以上の特定建設工事共同企業体
- （2）会社更生法又は民事再生法に基づく会社更生手続開始等がなされ、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限る）
- （3）三重県低入札価格調査実施要領に規定する調査基準価格を下回って契約する者

第4 契約保証の種類

契約保証については、金銭的保証を原則とし、落札者は別表1「契約保証の種類」の金銭的保証で定める保証手段の中から選択するものとする。なお、1つの契約につき、1つの保証手段を選択し、2つ以上の保証手段を組み合わせることはできないものとする。

また、次の（1）～（3）に該当する場合は、特例的に役務的保証を要求する場合があります、その場合落札者は、三重県建設工事執行規則第7条第1項第1号の規定による役務的保証として、保証金額を請負代金額の10分の3以上とする公共工事履行保証契約（かし担保特約を付したものに限る。）を締結するものとする。

- （1）工事の完成が遅延することにより、人命等に係わる事態が予想される場合
- （2）工事の完成が遅延することにより、個人の財産等に被害を及ぼす恐れがある場合
- （3）工事の完成が遅延することにより、実質的な損害が予想され、金銭的保証では不十分な場合
（例1）学校建設等で開校時期が確定しており、供用開始が遅れることにより、仮校舎の設置等、実質的な経費が必要となるような場合
（例2）大規模なイベント等の開催が確定しており、供用開始を遅らせる

ことができない場合

第5 契約保証金を免除できる場合（無保証）の取扱い

(1) 1件の予定価格が250万円以下の建設工事又は1件の予定価格が100万円以下の設計等業務委託の契約を締結する場合には、三重県会計規則第75条第4項第5号の規定を適用して、契約保証金を免除することができるものとする。

(2) 1件の契約金額が500万円以下の建設工事及び設計等業務委託の契約を締結する場合には、過去3年の間に国、地方公共団体、法人税法別表第一の公共法人及び建設業法施行令第27条の13の国土交通省令で定める法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行した者にあつては、三重県建設工事執行規則第7条第1項第2号の規定を適用し、契約保証金を免除することができるものとする。

ここでいう「種類をほぼ同じくする」の種類とは、三重県建設工事執行規則第2条中の（ア）建設工事及び製造、（イ）測量、調査及び設計の2種類をいうものとし、「規模をほぼ同じくする」とは、1件の契約金額が建設工事にあつては250万円以上、設計等業務委託にあつては100万円以上のものとする。

なお、契約保証金の免除の確認は案件毎に契約締結までに行うものとし、ここでいう「過去3年の間に誠実に履行した」ことの確認は、完成を証するものの書面（注1）で、過去に契約した案件の完成が契約保証金の免除を希望する案件の契約締結日から3年以内であるものとする。落札者は完成を証するものの書面を提出し、発注者は必要な項目（注2）を確認するものとする。

注1 完成を証するものの書面とは、次のア～ウのいずれかとして、写しも可とする。

ア 完成認定書又はこれに相当するもの

イ 履行証明書（別記様式1）

ウ コリンズ又はテクリス〔登録内容確認書（工事实績）〕

注2 確認の必要な項目はア～エとする。

ア 発注者名

イ 契約案件名（種類の確認）

ウ 契約金額（最終金額）

エ 完成日

(3) 公益法人と随意契約により締結する設計等業務委託については、公益法人の性格上契約金額にかかわらず、過去3年の間に国、地方公共団体、法人税法別表第一の公共法人及び建設業法施行令第27条の13の国土交通省令で定める法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行した者にあつては、三重県建設工事執行規則第7条第1項第2号の規定を適用し、契約保証金を免除することができるものとする。

(4) 単価契約図面作成作業業務等にかかる単価契約については、三重県会計規則第75条第4項第7号により契約保証金を免除することができるも

のとする。

第6 工事発注時の取扱い

工事を発注するときは、指名競争入札にあっては指名通知書（三重県建設工事執行要領第6号様式）、一般競争入札にあっては入札公告の契約保証金の欄に次のとおり明記する。

(1) 金銭的保証を要求する場合の指名通知書、入札公告の契約保証金欄の記載例

「納付。ただし、三重県会計規則第75条第2項に掲げる担保及びその価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

また、下記のいずれかに該当した場合に契約保証金の納付を免除する。

ア 会計規則第75条第4項第1号による履行保証保険契約に係る保険証券の提出がされたとき。

イ 三重県建設工事執行規則第7条第1項第1号による工事履行保証委託契約を締結し公共工事履行保証証券を提出され、この提出により保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。

ウ 契約金額が500万円以下で、三重県建設工事執行規則第7条第1項第2号に該当することが確認できたとき。

なお、保険証券等の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約等の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合においては、当該保険証券等を提出したものとみなす。」

(2) 第5(1)の金銭的保証が免除できる場合の指名通知書、入札公告の契約保証金欄の記載例

「免除」

(3) 役務的保証を要求する場合の指名通知書、入札公告の契約保証金欄の記載例

「免除。ただし、三重県建設工事執行規則第7条第1項第1号に規定する工事履行保証委託契約（保証金額が請負代金額の10分の3以上の額のものであり、かつ、かし担保特約を付したものに限る。）に係る保証証券を提出しなければならない。

なお、保証証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証委託契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合においては、当該保証証券を提出したものとみなす。」

第7 契約締結時の取扱い

落札者を決定したときは、発注者は、直ちに当該落札者に工事等落札確認書（別記様式2）を交付するものとする。

落札者は、銀行等、保証事業会社、又は保険会社の保証を発注者に提供しようとする場合には、当該保証機関に工事等落札確認書を提出し保証証書等

の交付を受けるものとする。なお、保証証書等の交付に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証機関が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、落札者は、保証証書等の交付を受けたものとみなす。

第8 契約金額の増額変更時の取扱い

契約金額の増額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更（注3）で実施工程（注4）が90%以上あるものは除く。）で、契約保証金の額（銀行等又は保証事業会社の保証の場合にあっては保証委託契約金額、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額）が変更後の契約金額の100分の5以下になるときは、契約保証金の額（銀行等又は保証事業会社の保証の場合にあっては保証委託契約金額、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額）を変更後の契約金額の10分の1以上に増額変更するものとする。ただし、第3の規定により契約保証金の額を契約金額の10分の3以上とする場合にあっては、100分の5を100分の15に、10分の1を10分の3に読み替える。

注3 軽微な設計変更とは、三重県建設工事設計変更要領第7条の設計変更をいう。

注4 実施工程とは、三重県公共工事共通仕様書による工事履行報告書及び三重県業務委託共通仕様書による履行報告書の実施工程をいう。

第9 契約金額の減額変更時の取扱い

契約金額の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更（注3）で実施工程（注4）が90%以上あるものは除く。）で、受注者から契約保証金の額（銀行等又は保証事業会社の保証の場合にあっては保証委託契約金額、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額）を変更後の契約金額の10分の1の金額以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の額（銀行等又は保証事業会社の保証の場合にあっては保証委託契約金額、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額）を変更後の契約金額の10分の1以上に保たれる範囲で受注者の欲する金額まで減額変更するものとする。ただし、第3の規定により契約保証金の額を契約金額の10分の3以上とする場合にあっては、10分の1を10分の3に読み替える。

契約保証金の額を減額する場合において、銀行等又は保証事業会社の保証及び公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては、受注者に対して、保証契約内容変更承認書（別記様式3）を交付するものとする。

なお、履行保証保険の場合にあっては、保険金額の減額は行われないうこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

第10 工期の延長時の取扱い

工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとする。

なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続を行わなくて差し支えない。ただし、終期に関する特約条項が付帯されている履行保証保険にあっては、保険期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めものとする。また、異動承認書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保険会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合においては、異動承認書の提出を受けたものとみなす。

第11 工期の短縮時の取扱い

工期の短縮を行おうとする場合で銀行等又は保証事業会社の保証及び公共工事履行保証証券による保証が提供されている場合にあっては、受注者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更するものとする。

この場合において、銀行等又は保証事業会社の保証及び公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては、受注者に対して、保証契約内容変更承認書（別記様式3）を交付するものとする。

なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間の短縮は行われないうこととなっているので、保険期間の短縮変更は行わないものとする。

第12 履行遅滞時の取扱い

発注者は、履行遅滞が生じた場合において、建設工事請負契約書の条項第46条第1項若しくは設計業務等委託契約書の条項第41条第1項の規定に基づき損害金を徴収して、工期経過後の相当期間内に工事等を完成させようとするときは、保証期間内に工事等が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。なお、この場合は、「第10 工期延長時の取扱い」と同様の取扱いとする。

第13 工事完成時の取扱い

銀行等が保証した場合にあっては、工事目的物等の引き渡しを受けたときは、発注者は、保証書（変更契約がある場合は、変更分を含む。）を受注者を通して銀行等に返還するものとし、保証書を受注者に交付した際には、受注者から保証書を受領した旨の受領書（別記様式4）を提出させるものとする。

なお、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券及び履行保証保険の場合にあっては、保証書を返還する必要はないものとする。

附則 この取扱いは、平成22年6月1日から施行する。

附則 この取扱いは、平成28年4月1日から施行する。

附則 この取扱いは、令和3年4月1日から施行する。

附則 この取扱いは、令和4年4月1日から施行する。

附則 この取扱いは、令和5年4月1日から施行する。

附則 この取扱いは、令和6年7月1日から施行する。